

## 宇部市移動支援事業の人員、設備及び運営に関する基準

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号及び宇部市移動支援事業所の指定に関する要綱（平成30年4月1日施行。以下「指定要綱」という。）に規定する移動支援事業の人員、設備及び運営について定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 移動支援を利用する障害者及び障害児
- (2) 利用者等 利用者又は保護者
- (3) 指定事業所 移動支援事業を行うために、指定要綱第2条により指定の決定を受けた指定移動支援事業所
- (4) 事業者 宇部市移動支援事業を行う者
- (5) 指定居宅介護等事業所 法による居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業を行う事業所

#### (基本方針)

第3条 移動支援事業は、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を目的としたものでなければならない。

### 第2章 人員に関する基準

#### (管理者)

第4条 事業者は、指定事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

#### (サービス提供責任者)

第5条 事業者は、指定事業所ごとに、常勤の従業者であって、専ら移動支援の職務に従事するものをサービス提供責任者としなければならない。ただし、業務上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある指定居宅介護等事業所の職務に従事させることができるものとする。

- 2 サービス提供責任者の資格要件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第三1（2）に規定する配置基準及び資格要件とする。

- 3 サービス提供責任者の配置基準は次のいずれかとする。
- (1) 当該指定事業所の月間の延べサービス提供時間（指定事業所における待機時間や移動時間を除く。）が概ね450時間又はその端数を増すごとに1人以上
  - (2) 当該指定事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上（従業者）

第6条 事業者が指定事業所ごとに置くべき従業者の員数は、常勤換算方法で、

2. 5人以上とする。また、指定居宅介護等事業所と一体的に運営する場合にあっては、当該指定事業所の職務に従事する従業者に限り、指定居宅介護等事業所の勤務時間を含めて算出することができる。ただし、当該指定事業所の営業時間内に限るものとする。

- 2 従業者の資格要件は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働省が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）とする。
- 3 従業者は常勤を原則とするが、指定事業所の管理上支障がない場合には、非常勤職員を充てることができる。
- 4 従業者は専任を原則とするが、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

### 第3章 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第7条 指定事業所は、移動支援事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室、利用申込みの受付や相談等に対応するのに適切なスペースの確保及び必要な備品等を備えなければならない。ただし、同一敷地内にある他の事業所、施設等の運営上支障がない場合は、移動支援を行うための広さが明確に特定されていれば他の事業と同一の事務室及びスペースであっても足りるものとする。

### 第4章 運営に関する基準

（内容及び手続きの説明及び同意）

第8条 事業者は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、サービス提供の開始に際しては、事前に利用者等に対し、第24条に規定する運営規程の概要及び従業者の勤務体制その他の利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用者等の同意を得なければならない。

（契約支給量）

第9条 事業者は、サービスを提供するときは、当該サービスの内容、利用者に提供することを契約した契約支給量その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 前項の契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならない。

（提供拒否の禁止）

第10条 事業者は、正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第11条 事業者は、サービスの利用について市にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 事業者は、指定事業所の通常の移動支援事業の実施地域（当該指定事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用者等に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第13条 事業者は、サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(地域生活支援給付費の支給の申請に係る援助)

第14条 事業者は、移動支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに移動支援の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 事業者は、移動支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う地域生活支援給付費等の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第15条 事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者等から求められたときは、これを掲示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 事業者は、サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による記録に際しては、利用者等からサービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第17条 事業者が、サービスを提供する利用者に対して金銭の支払いを求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払いを求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りではない。

(利用者負担額等の受領)

第18条 事業者は、サービスを提供した際は、利用者等からサービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 事業者は、代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者等から当該サービスに係る費用の支払を受けるものとする。

- 3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の移動支援事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者等から受けることができる。
- 4 事業者は、費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った利用者等に対し交付しなければならない。
- 5 事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

(移動支援の基本取扱方針)

第19条 移動支援は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 従業者は、移動支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- 3 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(移動支援の具体的取扱方針)

第20条 移動支援の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者等に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

- 2 移動支援の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(緊急時等の対応)

第21条 従業者は、現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(利用者等に関する市への通知)

第22条 事業者は、移動支援を受けている利用者等が偽りその他不正な行為によって地域生活支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第23条 管理者は、当該指定事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 管理者は、当該指定事業所の従業者にこの基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者は、指定事業所に対するサービスの利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第24条 事業者は、指定事業所ごとに、次の各号に掲げる移動支援事業の運営に

についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 移動支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) サービスの内容及び利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の移動支援事業の実施地域
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- (7) サービス提供記録の保存（5年保存）
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 移動支援事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待防止のための措置に関する事項
- (12) 苦情解決のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項  
(勤務体制の確保等)

第25条 事業者は、利用者に対し、適切な移動支援を提供できるよう、指定事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の従業者によって移動支援を提供しなければならない。

3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第26条 事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 事業者は、指定事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第27条 事業者は、指定事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第28条 指定事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、他の事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第29条 事業者は、サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する移動支援事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 事業者は、当該事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第30条 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者等に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第31条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、その提供したサービスに関し、市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 事業者は、市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

5 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにかんしてできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

(会計の区分)

第33条 事業者は、指定事業所ごとに経理を区分するとともに、移動支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。但し、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(記録の整備)

第34条 事業者は、次に掲げるサービスに関する諸記録を整備しておかなければならない。

- (1) サービスの提供の記録
- (2) 重要事項説明書
- (3) 契約書
- (4) 勤務表
- (5) 従業者の誓約書
- (6) 同意書
- (7) 苦情に関する記録
- (8) 事故に関する記録
- (9) 領収書の控え
- (10) 指定要綱第6条第3項に規定する利用者への通知に係る記録
- (11) 設備、備品に関する記録
- (12) 会計に関する記録
- (13) 第22条に規定する市への通知に係る記録

2 事業者は、前項の諸記録に関して、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この基準は、令和元年5月1日(2019年5月1日)から施行する。
- 3 この基準は、令和6年2月1日から施行する。